五　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　二分の一 六・七　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	五　令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　二分の一 六・七　［同上］

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

その他告示

○総務省
国土交通省告示第一号

奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第一条の二第十一号の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第七号（奄美群島振興開発特別措置法施行令第一条の二第十一号の規定により事業を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第一条の二第十一号の規定に基づき、次に掲げる事業（同条第一号から第十号に掲げるものを除く。）を指定する。 （削る） 一　防災対策の推進に関する事業 二　医療の確保に関する事業 三　自然環境の保全及び再生に関する事業 四　林業及び水産業の振興に関する事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第一条の二第十一号の規定に基づき、次に掲げる事業（同条第一号から第十号に掲げるものを除く。）を指定する。 一　はぶ咬（こう）症の予防及び治療に関する事業 二　防災対策の推進に関する事業 三　医療の確保に関する事業 四　自然環境の保全及び再生に関する事業 五　林業及び水産業の振興に関する事業
五　奄美群島において製造された加工品の移出並びに生産される農林水産物及び製造される加工品に係る原材料等の移入に要する費用の低廉化に関する事業 六　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等への利子補給金に関する事業 七　農業の振興に関する事業 八　製造業の振興に関する事業 九　教育及び文化の振興に関する事業 十　関係人口の拡大及び移住の促進に関する事業 十一　農林水産業又は観光業における創業又は事業拡大を行う事業者への利子相当額の補助に関する事業	五　奄美群島において製造された加工品の移出並びに生産される農林水産物及び製造される加工品に係る原材料等の移入に要する費用の低廉化に関する事業 六　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等への利子補給金に関する事業 七　農業の振興に関する事業 八　製造業の振興に関する事業 九　教育及び文化の振興に関する事業 十　関係人口の拡大及び移住の促進に関する事業 十一　関係人口の拡大及び移住の促進に関する事業 （新設）

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省
農林水産省
経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：（新設）	営業所又は事務所の名称：水戸支店つくば出張所
郵便番号：（新設）	郵便番号：305―0032
所在地：（新設）	所在地：茨城県つくば市竹園１―６―１
電話番号：（新設）	電話番号：029―859―8615

(2)　変更年月日
令和７年４月１日

(3)　変更の理由
出張所設置のため